

議案第 6 9 号

京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について

京都府市町村職員退職手当組合理約の変更を次のとおり行う。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

## 京都府市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

京都府市町村職員退職手当組合格約（昭和37年京都府指令7地第1705号許可）の一部を次のように改正する。

第18条中「郵便貯金又は」を削る。

別表中「、相楽郡西部塵埃処理組合」を「、木津川市精華町環境施設組合」に改める。

### 附 則

この規約は、京都府知事の許可があった日から施行し、この規約による改正後の別表の規定は、平成30年9月13日から適用する。

